

別表第1（第2条関係）

住宅等の老朽度の測定基準表

評定区分		評定項目	評定内容	評点	最高評点
1	構造一般の程度	①基礎	イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
			ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		②外壁	外壁の構造が粗悪なもの※	25	
2	構造の腐朽又は破損の程度	③基礎、土台、柱又ははり	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100
			ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又破損があるもの等大修理を要するもの	50	
			ハ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
		④外壁※	イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの※	15	
			ロ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの※	25	
		⑤屋根	イ 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
			ロ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25	
			ハ 屋根が著しく変形したもの	50	
		3	防火上又は避難上の構造の程度	⑥外壁	
ロ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20				
⑦屋根	屋根が可燃材料でふかされているもの			10	
4	排水設備	⑧雨水	雨樋がないもの	10	10

合計 点

（備考）一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

※界壁の構造や仕上げ材料の状況は、住宅等の内部に立ち入らないと判定できないため、対象としない。

別表第2（第3条、第14条関係）

<p>(1) 暴力団（安芸市暴力団排除条例（平成23年安芸市条例第6号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）であるとき。</p> <p>(2) 条例第12条の規定に違反した事実があるとき。</p> <p>(3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員であるとき。</p> <p>(4) 暴力団員がその事業活動を支配しているとき。</p> <p>(5) 暴力団員をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。</p> <p>(6) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。</p> <p>(7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。</p> <p>(8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。</p> <p>(9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員を利用したとき。</p> <p>(10) その役員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p>
---

別表第3（第4条、第5条関係）

種別	老朽住宅	空き家住宅又は空き建築物
補助対象要件	<p>① 所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、権利者の同意を得た場合は、この限りでない。</p> <p>② 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅又は店舗等併用住宅（自己の居住の用に供する部分の床面積が2分の1以上のものに限る。）で木造であること。</p> <p>③ 別表第1に規定する基準で100点以上の評点があるものであること。</p>	<p>① 所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、権利者の同意を得た場合は、この限りでない。</p> <p>② 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物であること。</p> <p>③ 除却後の跡地が10年以上地域活性化のための計画的利用に供されるものであること。</p>
補助対象経費	除却工事に要する費用	除却工事に要する費用
補助金額	補助対象経費又は当該老朽住宅の延べ床面積に1平方メートル当たり2万6,000円を乗じて得た額の、いずれか少ない方の金額の5分の4に相当する額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、1,000,000円を上限とする。	補助対象経費又は当該空き家住宅又は空き建築物の延べ床面積に1平方メートル当たり2万6,000円を乗じて得た額の、いずれか少ない方の金額の3分の2に相当する額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、900,000円を上限とする。